

# 平成30年度 社会福祉法人ふそう福祉会事業計画書

## 【たんぽぽ】

### 1. 営業日時・事業種類

営業日：月～金曜日（休日：土・日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）

営業時間：午前8時30分～午後5時15分

活動時間：午前9時～午後4時（※日中一時支援は午後5時まで）

#### （1）生活介護事業（定員：30名）

事業内容・・・排泄や食事などの介護や日常生活上の支援、生産活動や創作的活動の機会などを提供する。

楓 利用者8名・職員2名（内1名は桃作業室と兼務）

作業 → シール貼り、電動のこぎり箱作り、アルミ缶回収・分別など

桃 利用者9名・職員2名（内1名は楓の作業室と兼務）

作業 → アミラン、シール貼り、台紙入れ、アルミ缶分別など

桜 利用者11名・職員4名（月・水曜日4名・その他曜日3名）

活動 → 散歩・創作的活動など

※ 楓・桃の一部利用者で自主活動に取り組む。（園芸・ボカシなど）

※ 利用者工賃については、『たんぽぽ利用者工賃内規』に基づいて支払う。

給料日－毎月末（20日〆） 賞与（ボーナス）－夏季・冬季

#### （2）日中一時支援事業（定員：2名）

事業内容・・・障がい者等を一時的に預かり、見守りを保護者等の代わり行う。

#### （3）職員数と配置及び職務分掌職種

	管理者	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	事務員	計
常勤	1	1	4			6
非常勤			4	1	2	7
計	1	1	8	1	2	13

※看護師は、他事業所（べーかりーたんぽぽ）と兼務。

#### （4）苦情受付・苦情解決

利用者等からの苦情に適切な解決に努めるとともに、苦情解決受付者及び苦情解決責任者の設置、掲示し苦情解決の仕組みを利用者・家族等に十分周知し利用を推進する。

また、苦情に対して速やかに対応し適切にサービス提供を行う。

#### （5）個人情報の保護

個人情報保護法に基づき職員やボランティア等が業務上知り得た個人及びその家族を含む情報については、在職中はもちろん離職後も正当な理由なく他に漏らす事ないように周知徹底する。

また、必要により他から情報を求められた場合には、本人もしくは家族の同意のもと、必要最小限の情報のみを提供することとする。

#### (6) 広報活動

障がい福祉に対する理解を深めるとともに、地域に開かれた事業所として、啓発の為にも事業所の状況を主題材に、ホームページ、また機関紙を通して情報の発信を行う。

#### (7) 職員研修

利用者個々の人権を護り、心身の状況に応じた適切な支援と障がい福祉をはじめ、社会福祉に関する幅広い見識を高めるために、外部研修等への積極的参加を推進するとともに職員全体の相互理解を促進する。

また、他事業所の見学や他事業所職員と交流することにより、情報の共有や各職員の資質の向上に努める。

## 2. 事業の概要

- (1) 利用者の人権尊重・権利擁護の遵守
- (2) 利用者一人ひとりの能力、ニーズにあったサービスの提供
- (3) 当法人事業所及び他関係機関と連携をとった利用者支援
- (4) 利用者の地域移行の推進
- (5) 利用者主体の事業運営
- (6) 地域に開かれた事業運営

## 3. 利用者支援

### (1) 安全対策

日常の生活支援の中で、安全に対する意識付けを行い、所轄の消防署等との連携のもと各種の防災訓練を年2回と避難訓練を随時実施する。

### (2) 健康管理

連絡帳などを用いて家庭と密に連絡を取り、利用者的心身の状況を把握するとともに、必要があれば嘱託医や協力医療機関と連携を取る。

### (3) 給食

業務委託先㈱中京クッキングと連携のもと、普通食・刻み食・ミキサー食等利用者個々の食事状況や健康状態に応じた給食の提供を行う。

なお、検食などを実施することでその結果を反映し、日々の給食をより充実したものとするように努める。

### (4) 保護者会との連携

保護者と職員が連携を取り、事業所の適切な運営と諸問題の解決にあたる。

また、利用者支援にあたり、その成果をあげるため次のことを行う。

- ① 保護者会の運営に協力する。
- ② 個別面談やモニタリングなどを適宜実施し、個別支援計画書に反映させる。
- ③ 事業所の様子、居宅での様子などを連絡帳や電話にて積極的に情報交換し、利用者の状態把握に努め、保護者等との良好な関係を築く。
- ④ 福祉に関する情報や社会資源の情報提供などをする。

(5) 関係機関との連携

障がい福祉及び利用者支援の向上のために、当法人の他事業所（ぴーす、ハーモニー、ベーカリーたんぽぽ）また、必要に応じて、関係機関や各利用者の在住市町関係機関等と連携を取り、利用者支援に繋げる。

(6) 年間行事(予定)

年間行事等として、以下を予定する。

**【年間行事】予定**

年 月	行 事	内 容
30年4月	利用者年度開始式	年度初めとして、オリエンテーションを行う。
	*育てる会総会コンサート	事業所内で行われるコンサートへ参加。
5月	*たんぽぽ祭り	地域交流を通して、事業所の理解をしていただく。
6月	歯科検診	利用者の口腔診断。
8月	ボーナス（夏季）	利用者に賞与を支払う。
10月	日帰り旅行	日帰り研修旅行に出かける。
	町民祭り	扶桑町が主催する祭りに参加。
11月	*チャリティーコンサート	たんぽぽを育てる会が主催するチャリティーコンサートへ参加。
	丹羽高校一斉奉仕活動	丹羽高校生との交流。
12月	ボーナス（冬季）	利用者に賞与を支払う。
	*クリスマスコンサート	事業所内で行われるコンサートへ参加。
	*大掃除	利用者・保護者とともに事業所の掃除をする。
31年1月	初詣	山那神社へ初詣に出かける。
	新年会	事業所内行事。

注) \*は家族が参加

#### 4. その他

(1) たんぽぽ改修工事

経年劣化による外壁・防水・駐車場等の改修工事を行う。

業 務	委 託 先	備 考
設計・監理	兼子設計事務所	実施設計：平成29年度完了 施工監理：平成30年度実施

**【予定】**

年 月	内 容

平成30年 5月	下旬	理事会開催 「入札参加資格の決定について」
6月	下旬	理事会開催 「入札参加業者の参加資格審査及び決定について」 「入札参加業者に対する工事概要等の説明事項について」 理事会後、入札参加業者へ入札参加決定した旨を書面にて通知。 併せて、工事概要の説明資料等を送付。
8月	上旬	改修工事入札を実施  入札終了後、理事会開催 「たんぽぽ改修工事請負契約の締結について」 理事会後、工事請負業者（落札業者）と契約。
9月	上旬	改修工事着手
平成31年 2月	下旬	改修工事終了
3月	上旬	工事完了検査（施工監理業務委託先による）

※『予定』のため、今後変動する事もあります。

## 【多機能型事業 ベーカリー ーたんぽぽ】

### 1. 営業日時・事業種類

営業日：火～土曜日（休日：日・月曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）

営業時間：午前8時30分～午後5時15分

活動時間：午前9時～午後4時（日中一時支援午前8時30分～午後5時）

#### （1）生活介護事業（定員：10名）

事業内容・・・喫茶運営やクッキーの製造販売等の生産活動を行い、地域住民との交流を図る機会を提供する。また、日常活動に必要な着替え、衛生面の支援、創意的活動等の支援を提供する。

利用者7名・職員3名

利用者工賃については、『ベーカリーーたんぽぽ利用者工賃内規』に基づいて支払う。

給料日一毎月末（20日〆切り） 賞与（ボーナス）一冬季

#### （2）就労継続支援B型事業（定員：12名）

事業内容・・・パン製造販売や焼き菓子製造販売等の生産活動の支援を提供する。

生産活動を通じて、地域社会の一員となるための知識及び能力の向上の支援を提供する。

利用者9名・職員3名

利用者工賃については、『ベーカリーーたんぽぽ利用者工賃内規』に基づいて支払う。

給料日一毎月末（20日〆切り） 賞与（ボーナス）一冬季

#### （3）日中一時支援事業（定員2名）

事業内容・・・障がい者等を一時的に預かり、見守りを保護者等の代わりに行う。

#### （4）職員数と配置及び職務分掌職種

	管理者	サービス 管理責任者	生活 支援員	看護師	職業 指導員	目標工賃 達成指導員	計
常勤	1	1（管理者兼務）	2		1		4
非常勤			2	1		2	5
計	1	1（管理者兼務）	4	1	1	2	9

#### （5）苦情受付・苦情解決

利用者等からの苦情に適切な解決に努めるとともに、苦情解決受付者及び苦情解決責任者の設置、掲示し苦情解決の仕組みを利用者・家族等に十分周知し利用を推進する。

また、苦情に対して速やかに対応し、適切にサービス提供を行う。

#### （6）個人情報の保護

個人情報保護法に基づき職員やボランティア等が業務上知り得た個人及びその家族を含む情報については、在職中はもちろん離職後も正当な理由なく他に漏らす事のないように周知徹底する。

また、必要により他から情報を求められた場合には、本人もしくは家族の同意のもと、必要最小限の情報のみを提供することとする。

(7) 広報活動

障がい福祉に対する理解を深めるとともに、地域に開かれた事業所として、啓発の為にも事業所の状況を主題材に、ホームページ、フェイスブック、また機関紙をとおして情報の発信を行う。また、喫茶イベントや工房の新製品等は、随時掲示し、情報の発信を行う。

(8) 職員研修

利用者個々の人権を護り、心身の状況に応じた適切な支援と障がい福祉をはじめ、社会福祉に係わる幅広い見識を高めるために、外部研修等への積極的参加を推進するとともに職員全体の相互理解を促進する。

また、他事業所の見学や他事業所職員と交流することにより、各職員の資質の向上に努める。

## 2. 事業の概要

- (1) 利用者の人権尊重・権利擁護の遵守
- (2) 利用者一人ひとりの能力、ニーズにあったサービスの提供
- (3) 当法人事業所及び他関係機関と連携をとった利用者支援
- (4) 利用者の地域移行の推進
- (5) 利用者主体の事業運営
- (6) 地域に開かれた事業運営

## 3. 利用者支援

(1) 安全対策

日常の生活支援の中で、安全に対する意識付けを行い、所轄の消防署等との連携のもと各種の防災訓練を年2回と避難訓練を随時実施する。

(2) 健康管理

利用者的心身の状況を把握して、嘱託医や協力医療機関との連携のもと健康管理に努める。

(3) 保護者との連携

保護者と職員が連携をとり、事業所の適切な運営と諸問題の解決にあたる。また、利用者支援にあたり、その成果をあげるため次のことを行う。

- ① 保護者会の運営に協力する。
- ② 個別面談やモニタリングなどを適宜実施し、個別支援計画書に反映させる。
- ③ 事業所の様子、居宅での様子などを連絡帳や電話にて積極的に情報交換し、利用者の状態、把握に努め、保護者等との良好な関係を築く。
- ④ 福祉に係わる情報や社会資源の情報提供などをする。

(4) 関係機関との連携

障がい福祉の向上や、利用者支援の向上のために、当法人の他事業所（ピーす、ハ

一モニー、たんぽぽ) また、必要に応じて、関係機関や各利用者の在住市町関係機関と連携をとり、利用者の自己実現を図る。

#### (5) 年間行事

基本的には、利用者のための行事ではありますが、喫茶イベントを余暇に交えながら、準備する。また、趣味を楽しむなサークル活動を行う。

#### 【年間行事】予定

年 月	行 事	内 容
30年4月	利用者年度説明会	年度初めとして、オリエンテーションを行う。
	スポーツ大会参加	愛知県障がい者スポーツ大会に参加。
	*育てる会総会コンサート (パン焼菓子販売)	総会コンサートに参加。コンサートお客様への販売活動。
5月	*たんぽぽ祭り	地域交流を通して、事業所の理解をしていただき、販売活動を行う。
6月	歯科検診	利用者の口腔診断
7月	ボランティア体験	近隣児童・生徒との交流。
	一泊研修	社会のルール等を研修する。
8月	オープン記念祭(店)	オープン記念のイベントを行う。
10月	町民祭り(パン焼菓子の販売)	扶桑町が主催する祭りに出店し、販売活動を行い、祭りを楽しむ。
11月	*チャリティーコンサート (パン焼菓子の販売)	たんぽぽ育てる会が主催するコンサートへ参加し、販売活動を行う。
12月	ボーナス(冬季)	利用者に賞与を支払う。
	クリスマスイベント(店)	お客様へのイベント企画を行う。
	*クリスマスコンサート	たんぽぽで開催されるコンサートに参加する。
	*大掃除	利用者・保護者とともに事業所の掃除をする。
31年1月	新年会	事業所内行事
3月	福祉の店開催	愛知県セルフセンター主催の販売活動

注) \*は行事に家族が参加

- ※ 近隣の企業従事者や行政職員、団体職員等に販売活動を行います。
- ※ 保育園給食に、1週間に1回パンを卸します。
- ※ 他の公共施設のイベント等に参加し、販売活動を行います。
- ※ イオンモール扶桑店テナント【わくわく広場】に、パンを卸します。
- ※ 地域のイベントに出店させていただき、販売活動を行います。

## 【障害福祉サービス事業　ひーす】

### 1. 営業日時・サービス提供地域

営業日：水～月及び祝日（休日：火曜日、年末年始休暇）

営業時間（サービス提供時間）：午前8時～午後8時

受付時間（電話・窓口での受付）：午前9時～午後6時

サービス提供地域：扶桑町、犬山市、江南市、大口町、小牧市、一宮市

### 2. 事業種類とサービス内容

#### （1）居宅介護

##### 身体介護

居宅において、入浴・排泄・食事介助などの介護を行う。

##### 家事援助

居宅において、調理・洗濯などの家事を行う。

##### 通院介助

通院先への移動、通院先での手続き、診察時の付き添いなどを行う。

#### （2）重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、身体介護、家事援助、生活等に関する相談・助言など生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護などを総合的に行う。

#### （3）同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動時に必要な視覚情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排泄・食事などの介護、その他必要な援助を行う。

#### （4）行動援護

行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方が、行動する際に生ずる危険を回避するための必要な援護、移動中の介護、排泄・食事などの介護、その他必要な援助を行う。

### 3. 事業の概要

利用者が普通に日常生活を営むことができるよう、居宅や外出など生活全般にわたるいろいろな場面で、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要となる支援を個別に提供する。

事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行う。

地域との結び付きを重視し、関係市町、相談機関、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(1) 職員体制

	管理者	サービス提供責任者	ヘルパー	計
常勤	1	2 (1名は管理者兼務)	3 (2名はサ責と兼務)	3
非常勤			26	26
計	1	2 (1名は管理者兼務)	29 (2名はサ責と兼務)	29

(2) 苦情受付・苦情解決

利用者等からの苦情に対して適切な解決となるよう努めるとともに、苦情解決受付者及び苦情解決責任者の設置、これを掲示などによって苦情解決の仕組みを利用者・家族等に十分周知し利用を推進する。また、苦情に対して速やかに対応し、適切にサービス提供を行う。

(3) 個人情報の保護

個人情報保護法に基づき、従業者が業務上知り得た個人及びその家族を含む情報については、在職中はもちろん離職後も正当な理由なく他に漏らす事のないように周知徹底する。また、必要により他から情報を求められた場合には、本人もしくは家族の同意のもと、必要最小限の情報のみを提供することとする。

(4) 虐待の防止

人権の擁護・虐待について研修し、常に自己や同僚の支援内容をチェックし合うことによって、利用者の人権の擁護・虐待の防止に努める。

(5) 職員研修

利用者の人権を護り、心身の状況に応じた適切な支援と技術の向上をめざすために、可能な限り毎月1回、ヘルパー一定例研修会を行う。また、外部研修等への積極的参加をすすめる。

## 【移動支援事業 ひーす】

### 1. 営業日時・サービス提供地域

障害福祉サービス事業ひーすと同じ

### 2. 事業の概要とサービス内容

移動に困難がある障害者・児について、外出のための移動を支援することにより、地域での自立生活及び社会参加を促す。

各市町が定める移動支援事業の要綱にもとづいて支援を行う。

事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行う。

地域との結び付きを重視し、関係市町、相談機関、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(1) 職員体制

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(2) 苦情受付・苦情解決

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(3) 個人情報の保護

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(4) 虐待の防止

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(5) 職員研修

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

## 【生活サポート事業 ピーす】

### 1. 営業日時・サービス提供地域

営業日時：障害福祉サービス事業ピーすと同じ

サービス提供地域：扶桑町

### 2. 事業の概要とサービス内容

介護給付支給決定を受けた者以外の者であって、日常生活における支援を行わなければ本人の生活に支障があると町長が認める者で、地域生活支援事業給付が決定されピーすと契約した者に対して、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。

(1) 職員体制

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(2) 苦情受付・苦情解決

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(3) 個人情報の保護

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(4) 虐待の防止

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

(5) 職員研修

障害福祉サービス事業ピーすと同じ

## 【福祉有償運送 ひーす】

### 1. 営業日時・運送の区域

営業日時：障害福祉サービス事業ひーすと同じ

運送の区域：扶桑町内を出発または帰着を基本とする

### 2. 事業の概要

障害者等の移動制約者を、道路運送法第79条の規定に基づいた自家用有償旅客運送者として、有償で送迎する。

(1) 対象者：ひーすと契約した利用者のうち登録した利用者

(2) 運転手：国土交通省認定安全運転教育の受講者または2種免許取得者で登録した者

	運行管理責任者	整備管理責任者	運転手	計
常勤	2	1 (運行管理責任者と兼務)	2 (兼務)	2
非常勤			6	6
登録運転手			3	3
計	2	1 (運行管理責任者と兼務)	11 (兼務)	11

(3) 使用車両

福祉有償運送登録車両4台：ノア・パッソ・ハイエースワゴン・アイシス

(4) 利用料金

- ① 出発地から目的地、目的地から帰着地までの走行距離から、料金表により算出する。
- ② 乗り合いの場合は、乗り合い料金表により算出する。
- ③ 付帯料金（迎車料金 待機料金 リフト・スロープ使用料 ひーすの車いす使用料）を伴う。

(5) 事故補償

登録車両の任意保険及び福祉ふれあい活動総合補償により対応する。

(6) 自家用有償旅客運送者登録の有効期間

平成29年9月15日から平成32年9月14日まで。

(7) 安全な運行管理

登録車両の整備状況の確認、運転手の健康状態の把握を日常的に行う。法令順守で無事故無違反な安全運転を、毎回、運転手に意識づけることによって、安全な運行管理を行う。

## 【共同生活援助事業所 ハーモニー】

### 1. 営業日時・定員

営業日：日～土曜日

営業時間：午後4時～午前9時

(土・日・月曜日、祝日は午前9時～午後4時も営業)

定員：6名（現員6名）

### 2. 事業概要

利用される方々が、地域でふつうの暮らしができることを目的とし、その人らしい自立した生活を送り、幸せな人生を全うできるよう方向づけていく拠点として運営する。

支援の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係機関、他の施設及び事業所、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な支援に努める。

### 3. 利用者支援

個別支援計画に基づいて行われる入浴、排泄及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、必要な日常生活上の支援を行う。

また、加齢にともなう体調の変化に留意し、適切な支援が提供できるよう関係機関との連絡・調整をする。

### 4. 職員体制・勤務時間

管理者	8:30～17:15
サービス管理責任者	
世話人	6:15～9:00、16:00～21:00
生活支援員	① 6:30～9:30 ② 16:00～20:00 ③ 9:00～16:00（※土・日・月曜日、祝日のみ）

※生活支援員は食事作りだけでなく、歯磨き、食事、掃除、洗濯といった日常生活に欠かせないことで、利用者が苦手な部分のサポートを世話人と協力して行う。

#### （1）職員数と配置及び職務分掌職種

	管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	計
常勤	1	1（管理者兼務）			1
非常勤			4	4	8
計	1	1（管理者兼務）	4	4	9

#### （2）職員研修

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し研修を実施し、資質の向上に務める。

#### 5. 通所事業所休業日の対応

大型連休、お盆、年末年始といった通所事業所休業日の日中・夜間もサービスを提供し、利用者が365日、安定した生活が送れる体制を作る。

#### 6. 地域の活動への参加

地域のゴミ当番、公園・神社の清掃に参加する。

#### 7. 新グループホーム（仮称）整備事業

新グループホーム（仮称）建設スケジュールは以下のとおり。

平成30年 4月	1日	設計監理業務委託契約を締結
5月	下旬	理事会開催 「入札参加資格の決定について」 「入札参加者の募集公告及び公告方法の決定について」 「建設用地寄付の受入れについて」 独立行政法人福祉医療機構へ融資の相談
6月	上旬	入札公告
	中旬	入札参加申込締切
	下旬	理事会開催 「入札参加業者の参加資格審査及び決定について」 「入札参加業者に対する工事概要等の説明事項について」 理事会後、入札参加業者へ入札参加決定した旨を書面にて通知。 入札参加業者への個別工事概要の説明・設計図書の配布、入札必要書類の配付、質疑応答書用紙の配付。
8月	1日(水)	建設工事入札を実施 入札終了後、理事会開催 「新グループホーム（仮称）新築工事請負契約の締結について」
	6日(月)	落札業者と契約の締結

9月	上旬	建設工事開始 建設用地譲渡取得税非課税の申請 (※寄附日から4ヶ月以内に申請)
平成31年 2月	下旬	建設工事終了
3月	中旬	内覧会 小牧税務署へ完成したグループホームの登記事項証明書及び写真を提出
	下旬	男性棟（仮称）入居者の荷物搬入

※入居予定者とその保護者及び家族へ、入居に向けての説明会を随時開催する。